

養育費確保支援事業 がはじまります！

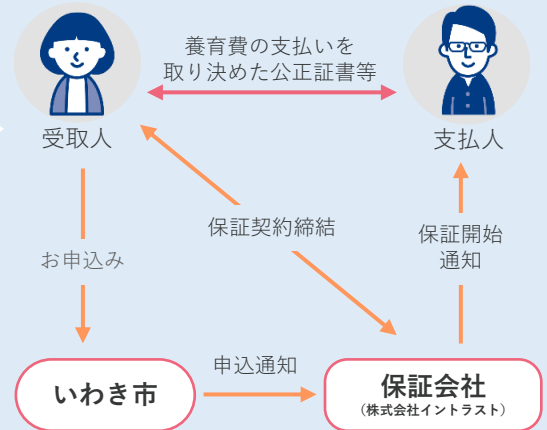
～ 養育費保証の利用で確実な受け取りを～

養育費に関する公正証書などを作成し、いわき市の窓口でお申込みいただくと1年目は**基本無料**で**養育費保証（月額5万円が上限）**をご利用いただけます！



養育費保証とは？

養育費保証とは、支払人と受取人の間で作成した養育費の支払いを取り決めた公正証書等に基づき、**保証会社が養育費支払人の連帯保証人になるサービス**です。未払いが生じた際、**保証会社が受取人へ、支払人の代わりに養育費をお支払い**します。保証会社が養育費を立替えることによって、立替えた分を保証会社の債権として支払人に督促することが法的に可能となります。お支払いした養育費は、後日、保証会社から支払人に請求いたします。



養育費保証を利用する3つのメリットって？

未払いが発生しても、翌月には保証会社から養育費の立替えが受けられます

いくらきちんと取り決めたとしても、支払人の予期せぬ怪我や病気、経済状況の変化などにより、養育費を受け取れなくなってしまう可能性はあります。

突然未払いが発生しても、保証会社から立替え払いが受けられるので、万が一のときに安心です。

支払人への督促連絡は保証会社が実施するため、直接の連絡が不要になります

本来、未払いが発生したらご自身で督促連絡をしなければなりません。元配偶者への連絡は心理的負担がかなり大きく、心身ともに疲弊してしまいます。

養育費保証を利用すると、立替え養育費の回収は保証会社が行うため、ご自身で直接督促する必要がなくなります。

離婚後、元配偶者との金銭トラブルの原因を1つ減らすことができます

離婚後に元配偶者と揉めたくない、と多くの方が思っているはずですが、しかし、お金の問題ほどトラブルに発展しやすいものではありません。

養育費の支払いに第三者が入ることによりやり取りをスムーズにし、当人同士のお金に関するトラブルを予防します。

よくあるご質問

Q 1. 立替回数に上限はあるのですか？

A 1. 立替回数に上限はありません。立替額が保証限度額（月額養育費の12ヵ月分）に達するまでは立替が継続されます。

立替額が支払人からご返済いただいた場合、新たに返済額分の立替を受けられるようになります。

例えば、立替額が10ヵ月分あり、立替を受けられる金額が残り2ヵ月分のときに、支払人から3ヵ月分のご返済があった場合、立替額は7ヵ月分となり、立替を受けられる金額は5ヵ月分となります。但し、2年目以降継続の場合、立替額が支払人よりご返済いただかず、保証限度額に達した場合は保証終了となります。ご返済いただけなかった金額を受取人にご請求することはありませんので、ご安心ください。

Q 2. どのように立替払いを受けられるのですか？

A 2. 専用マイページより「立替依頼」をいただくと、ご登録口座へ保証会社より送金されます。

未払いが発生した月の翌月10日までに、専用マイページより立替依頼を行うと、その月の20日に立替送金されます（土日祝日は後ろ倒し）。
※マイページの登録は保証開始前に必ず必要となります。

Q 3. こどもが複数いる場合も上限金額は同じですか？

A 3. 1世帯当たりの金額になりますので、複数人でも上限額に変わりはありません。

Q 4. 費用が掛かるのでしょうか？

A 4. 初年度の費用は基本的に掛かりませんが、下記をご確認ください。なお、2年目以降、契約を継続される場合は更新保証料が発生します。

初年度はいわき市から補助金が出るため、保証料は原則発生しません。ただし、契約締結後1年間の途中で月額養育費の増額などが月額5万円の範囲内であった場合、初年度でも追加の保証料が発生する場合があります。

※1 保証料の増額がある場合は所定の手続きが必要です。変更がある場合は、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

※2 契約継続を希望される場合
初年度補助金額の半額（上限あり）が更新保証料として発生します。更新時期が近づく保証会社からご案内が届きますので、ご案内に沿って更新保証料をお支払いください。
なお、お支払いがない場合は保証終了となりますのでご注意ください。

Q 5. 更新料を支払って契約を更新すれば、それまでの立替額はリセットされるのですか？

A 5. いいえ、更新後もご返済いただけていない立替金額は引き継がれます。

更新いただいた場合でも、これまでの立替金額はリセットされず、更新後も引き継がれます。
なお、立替額が保証限度額に達するまでは、お子様が養育費の受取満了歳を迎えるまで契約を更新していただくことができます。

必ずお読みください！

- ・お申込みいただいた後に**簡易的な審査**があります。※審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。
- ・**契約初年度は基本的にご負担いただく費用はありませんが、2年目以降も更新を希望される場合、養育費の受取人負担にて費用が発生**します。
- ・更新時の保証料は**初年度補助金額の半額分（上限あり）**となり、**2年目以降毎年発生**します。
- ・立替ができる上限額は、**公正証書等に記載内容**に基づいて1ヵ月あたり**最大5万円まで**。**滞納月数で12ヵ月分**で立替金額が**上限額**に達すると**保証は終了**します。
- ・保証契約時に**特定月の加算**がある場合は、加算分合計を12分割し**月額養育費に加算した額が保証上限**となりますが、**保証額の上限（月額5万円）に変わりはありません。**

例) 年に2回（合計12万円）の加算養育費がある場合、月額養育費に1万円を加えて算定しますが、保証額の上限は同じく月額5万円となります。

※月額5万円以上の満額保証を希望される場合は、保証会社（イントラスト）へ直接お申し込みが必要となります。

例) 養育費が月額8万円の場合、5万円までは当契約で保証可能ですが、残りの3万円の保証をご希望の場合は下記のコールセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ窓口（株式会社イントラスト）
サポびよ養育費保証カスタマーセンター

TEL：0120-560-116

Mail：youiku_support@entrust-inc.jp

受付時間/10：00～18：00（月～金曜日）

※祝日・年末年始など特別休業日を除く



（自治体養育費保証について）

「支払人様の緊急連絡先がわからない」「支払人様に借金がある」などの場合は、事前にご連絡ください！



養育費キャラクター
「サポびよちゃん」